

登録者（証）情報の連携にかかる申請手続きのご案内（小児慢性特定疾病）

必ず、この案内を最後までお読みいただき、お住まいの地域を管轄する保健所等（3ページ参照）まで必要書類をご提出ください。

制度の対象となる方

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者と同じです。

制度の概要

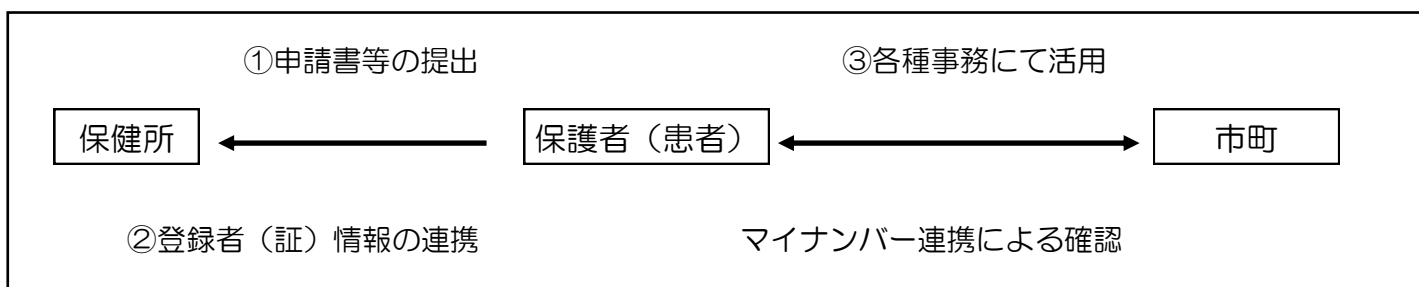
登録者（証）情報とは、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病患者であることを証明するものです。

登録者（証）情報を、マイナンバーを用いて情報連携することで、各市町における災害対策基本法による被災者台帳、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成事務において、小児慢性特定疾病の患者であることを確認することができるようになります。（具体的な小児慢性特定疾病名は連携しません。）

詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

※マイナンバーを用いて、情報連携される事務の概要については、3ページを参照してください。

※医療費の助成制度ではありませんので、ご注意ください。



マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者（証）の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、小児慢性特定疾病患者であることを証明できます。

必要書類チェック表

<input type="checkbox"/> (1)	登録者証（小児慢性特定疾病）申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/> (2)	小児慢性特定疾病にかかっていることを証明する資料（以下①～②のいずれかの書類） ① 受給者証（有効期限内のもの） ② 医療意見書【新規用】（文書料は自己負担。） ・「小児慢性特定疾病指定医」が記載したものを提出してください。指定の状況については、都道府県等のホームページをご覧ください。 ・「小児慢性特定疾病指定医」の医師名、医療機関の名称、所在地及び指定医番号が記載していることを確認してから提出してください。 ※様式は三重県ホームページ（厚生労働省ホームページヘルプ）からダウンロード可能です。
<input type="checkbox"/> (3)	個人番号（マイナンバー）関係書類（2ページ参照）

申請から認定まで

(1) 申請日から結果が出るまでの期間の目安は、以下のとおりです。

① 受給者証（有効期限内のもの）が提出された場合 **1か月程度**。

② 医療意見書【新規用】（文書料は自己負担。）が提出された場合 **1～3か月程度**。

専門医による審査を行いますので、内容によっては、追加資料を求める場合があります。

(2) 審査後、「登録者（証）情報を連携」又は「不認定通知書を交付」します。

(3) 登録者（証）情報の連携にかかる有効期間満了日は、受給者証に準じて設定します。期間満了後も引き続き登録者（証）情報の連携を希望する場合は、有効期間内に更新の手続きを行う必要があります。

(3)個人番号(マイナンバー)関係書類について(補足)

*個人番号の記載誤りや取得漏れなどで、後日、連絡する場合があります。
下記の表で必要な書類を確認のうえ、申請の手続きを行ってください。

個人番号(マイナンバー)の確認書類チェックリスト

申請者本人が手続きする場合 * 郵送の場合は①②のコピーを同封してください。

①	患者本人の個人番号	□	・個人番号カード(顔写真付)	・個人番号の記載のある住民票
	確認書類(いずれか1点)		・個人番号通知カード(記載事項に変更がない場合のみ)	・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
※個人番号通知書は確認書類とはなりません。				
②	患者本人の身元確認書類(アからウのいずれか)	ア	□	・個人番号カード(顔写真付)
		イ 1点 顔写真付	□	・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・特別永住者証明書
		ウ 2点	□ □	・パスポート ・療育手帳 ・在留カード
			□	・介護保険被保険者証 ・年金手帳 ・公的医療保険の被保険者証
			□	・児童扶養手当証書 ・納税証明書 ・市町村民税課税(非課税)証明書
			□	・印鑑登録証明書 ・源泉徴収票

申請者の代理人が手続きする場合 * 郵送の場合②は原本、①③はコピーを同封してください。

①	患者本人の個人番号	□	・個人番号カード(顔写真付)	・個人番号の記載のある住民票
	確認書類(いずれか1点)		・個人番号通知カード(記載事項に変更がない場合のみ)	・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
※個人番号通知書は確認書類とはなりません。				
②	代理権確認書類(委任状等)いずれか1点	□	【任意代理人】(申請者の家族、ケアマネージャー等が来庁する場合)	
			・個人番号の提供に関する委任状	
③	代理人の身元確認書類(エ、オのいずれか)	エ 1点 顔写真付	□	【法定代理人】 申請者が未成年の場合の親権者、申請者の成年後見人
		オ 2点	□ □	・家庭裁判所の選任通知 ・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票(続柄記載)等
			□	・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・特別永住者証明書
			□	・パスポート ・療育手帳 ・在留カード
			□	・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳
			□	・健康保険証
			□	・市町村民税課税(非課税)証明書
			□	・源泉徴収票

【患者本人が18歳未満の場合】

申請者は保護者となります。したがって申請者である保護者が来庁する場合、委任状は不要です。
ただし、申請者と異なる保護者が来庁する場合(例:申請者が父で来庁者が母の場合)は委任状が必要です。

登録者(証)情報の連携が可能な各市町における事務の概要

被災者台帳の作成

個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約し、漏れのない支援を行うため、被災者台帳の作成を行います。

避難行動要支援者名簿の作成

高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、避難の際に支援が必要な方について、災害時に安否確認などを実施するための基礎となる名簿を市町が作成します。避難などに際して、支援を受けられる可能性が高まるよう支援に必要な限度で警察や消防などの関係者に情報を提供することとしています。

個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿に記載等された方、お一人お一人の避難先や支援者の方を記載等した計画を、ご本人やご家族、地域の関係者、福祉、保健、医療などの関係者の協力を得て市町が作成に努めます。支援に必要な限度で一緒に避難する方などの関係者に情報を提供することで避難の可能性が高まります。

申請窓口

受付時間は8:30~17:15 土・日・祝日は休みです

- 必要書類を揃えた上で、各窓口へお越しください。
- 書類に不備があった場合には、受付できません。

保健所 担当課	郵便番号	住所	電話番号 FAX番号	管轄市町
桑名保健所 地域保健課	511-8567	桑名市中央町5-71 (県桑名庁舎)	0594-24-3620 0594-24-3692	桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町・(四日市市)
四日市市 こども保健福祉課	510-0085	四日市市諏訪町2-2 (総合会館3階)	059-354-8083	四日市市
鈴鹿保健所 地域保健課	513-0809	鈴鹿市西条5-117 (県鈴鹿庁舎)	059-382-8673 059-382-7958	鈴鹿市・亀山市
津保健所 地域保健課	514-8567	津市桜橋3-446-34 (県津庁舎)	059-223-5094 059-223-5119	津市
松阪保健所 地域保健課	515-0011	松阪市高町138 (県松阪庁舎)	0598-50-0532 0598-50-0621	松阪市・多気町・明和町・大台町
伊勢保健所 地域保健課	516-8566	伊勢市勢田町628-2 (県伊勢庁舎)	0596-27-5148 0596-27-5253	伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町
伊賀保健所 地域保健課	518-8533	伊賀市四十九町2802 (県伊賀庁舎)	0595-24-8076 0595-24-8085	名張市・伊賀市
尾鷲保健所 健康増進課	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1 (県尾鷲庁舎)	0597-23-3454 0597-23-3449	尾鷲市・紀北町
熊野保健所 健康増進課	519-4324	熊野市井戸町383	0597-89-6115 0597-85-3914	熊野市・御浜町・紀宝町

ご不明点は、お住まいの地域を管轄する上記の保健所等へお問い合わせください。



保健所にお越しになる際のお願い

感染症予防の観点から、感染症対策（手洗い、手指消毒の徹底等）を行った上でお越しいただきますようお願いいたします。

体調不良時には、窓口申請をお控えいただきますようお願いいたします。